

答 申

1 審査会の結論

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

異議申立人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書不存在決定を取り消すべきである。

請求日 平成22年10月2日（平成22年10月4日受付）

請求内容 名張市考査委員会の「事務事業評価」（H19年10月付）に基づき、政務調査費支出に係る領収書・支出基準・目的外支出等防止のために作成された『ガイドライン』の写し

実施機関の処分 平成22年10月18日付名議総第172号（公文書不存在決定通知書）

3 実施機関の説明趣旨

平成19年10月に名張市考査委員会が名張市事務事業評価報告書で作成するよう意見のあった政務調査費の支出に関するガイドラインは作成していないため、存在しない。

また実施機関がこのガイドラインに相当するものとした、名張市議会政務調査費の交付に関する申し合わせ事項である議会運営委員会議事録があり、それは既に異議申立人に公開している。

4 異議申立ての理由

政務調査費の支出に関するガイドラインを作成すべきである。

5 審査会の判断

（1） 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者

以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生じる恐れがあるなど市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下について判断する

(2) 本決定について

条例第 2 条第 2 項に、「この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び写真並びに再生出力等が可能な光学的・磁気的処理を施したフィルム、テープ及びディスク等に記録された情報であって、実施機関が組織的に用いるものとして、保管又は保存しているものをいう。」と公文書を規定している。

実施機関の説明趣旨にあるようにガイドラインは作成されておらず、存在しない。したがって、保管又は保存していない以上、実施機関の行った決定は妥当である。

尚、異議申立理由については当審査会の権限を越えるものであり、ここでは判断しない。

(3) 結論

よって、主文のとおり答申する。

6 審査会の意見

なし

7 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
平成22年11月 2日	実施機関からの諮問書の受理
平成22年11月 5日	審査
平成22年11月15日	審査
平成22年11月29日	審査
平成22年12月13日	答申

8 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	筒 井 琢 磨	皇學館大学現代日本社会学部教授
会長職務代理	前 田 定 孝	三重大学人文学部准教授
委 員	森 久 恵	三重弁護士会弁護士
委 員	福 田 悦 子	名張市人権擁護委員
委 員	寺 川 史 朗	三重大学人文学部教授